

自分のために みんなのために 国保税の完納で 安心生活を

「医者にかからないのに、なぜ国保税を納めなくちゃならないの？」

時々こんな声を耳にしますが、私たちはいつ病気やけがをするかわかりません。また、不幸にして重い病気になり、多大な医療費がかかることもあるかもしれません。こんなとき全て自己負担だとしたら...

国民健康保険とは

国民健康保険（国保）は、会社などの健康保険に加入できない人が、病気やけがをしたときに経済的な負担が少しでも軽くすむようにと、それぞれの収入などに応じた保険税を出し合い、国や県からの補助金など合わせて医療費などの支払いに充てようという相互扶助を目的とした制度です。

◆被保険者

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）や船員保険に加入している人、または生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入することができます。

◆国保に加入するとき、やめるとき

国民健康保険の加入者になったり、やめたりするときには次の表①のような場合で、14日以内に届け出が必要です。

◆届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、国保税は加入の資格を取得した日までにさかのぼって納めなければなりません。また、やめる届け出が遅れると、保険税を二重に納めてしまうこととなりますので、必ず14日以内に届け出ましょう。

◆国保税は貴重な財源

国保税の国保事業に占める割合は39・3%で、国庫支出金等に次ぐ貴重な財源となっています。グラフ①

表①

国保に加入するときに窓口で必要となるもの		国保をやめるときに窓口で必要となるもの	
職場の健康保険をやめた	離職証明または退職証明	他の市町村へ転出した	転出届と保険証
他の市町村から転入した	転出証明書	他の健康保険に加入した	国保と健保の保険証
生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知	生活保護を受け始めた	保護開始決定通知と保険証
子供が生まれた	出生届と保険証	死亡した	死亡届と保険証、印鑑
外国籍の人が加入する	外国人登録証明書	外国籍の人がやめる	外国人登録証明書、保険証

国保税は、国保加入者の治療費に使われるほか、人間ドック、出産育児一時金、葬祭費の給付、老人保健拠出金、介護納付金などに支出されます。

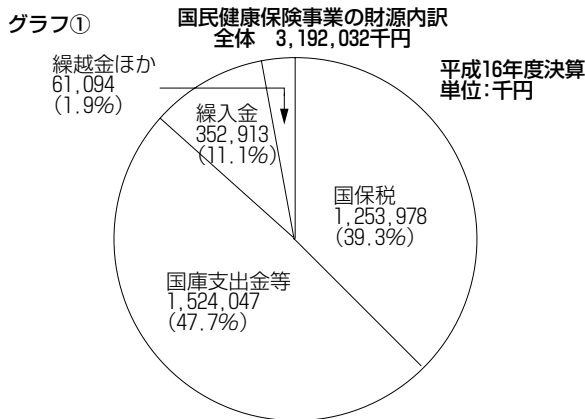
◆頼れる国保

次表②は胃がんで入院し、手術した場合の医療費の実例ですが、高額療養費の制度があるため、個人負担は医療費全体の約4・2%で済んでいます。



また、自己負担限度額は、高額所得者や住民税非課税世帯、

右記は一般的な例です。高額療養費は、原則として同じ人が同じ月に同一の医療機関にかかった場合に対象となります。



国保税の未納が多いと国の補助金が減らされ、国保事業の運営に重大な支障をきたすばかりでなく、加入者全員の負担増にもつながりますので、国保税は必ず納期限までに納めましょう。

表② 入院費の例

病名	入院日数	入院費	保険者負担(7割)	本人負担(3割)
胃がん	29	1,713,720円	1,199,604円	514,116円
			本人負担の内、高額療養費として保険者が負担する額	自己負担限度額
			441,816円	72,300円

年齢によっても異なり、入院費のうち、差額ベッド代等、保険適用外の診療分については対象になりません。詳しくはお問い合わせください。支給対象となる方については、後日、市から連絡いたします。

◆国保税の税率を一本化

国保の税率は平成18年1月23日の合併後も、旧八日市場市と旧野栄町の税率を引き継いできましたが、これまでの合併協議の中で確認されてきた「平成18年度以降は新市の療養給付費等を推計し、必要額を算出した上で統一する。ただし、急激な住民負担の増加とならないよう必要な措置を講じ調整に努める」との調整方針を受け、18年度以降は表③のとおりに決まりました。

表③

区分	18年度以降	17年度まで	
		旧八日市場市	旧野栄町
医療分	所得割	7.8%	6.5%
	資産割	37.5%	40.0%
	均等割	18,000円	18,000円
	平等割	18,000円	21,000円
	限度額	530,000円	530,000円
介護分	所得割	1.2%	1.0%
	均等割	12,000円	10,000円
	限度額	90,000円	80,000円

◆税の軽減と減免

国保に加入する世帯の所得が一定以下の場合には、均等割額と平等割額について4割または6割が軽減されます。

ただし、この軽減措置は税の申告をしなければ受けられませんので、収入がない場合でも、市県民税の申告書は必ず提出してください。また、生活困窮や災害に遭った場合で、一定の基準に該当する場合には、税を免除する制度もありますのでご相談ください。

あなたの健康は家族のしあわせ

受けませんか 人間ドック



国民健康保険に加入されている方で、次の資格要件に該当される方は、検査費用の15%の負担で人間ドック（日帰り・1泊2日）が受けられます。

- 【資格】
- ① 申込時の年齢が満30歳以上
 - ② 国民健康保険税を完納している世帯
 - ③ 前回人間ドック検診後1年経過していること

【検査機関】

5 国保匠瑤市民病院 ☎72・152

【申込窓口】（どちらでも申し込めます）

- ① 市民課国保班 ☎73・0086
- ② 野栄総合支所市民室 ☎67・3112
- ③ 国保匠瑤市民病院 ☎72・1525

【申し込み手続き】

- ① 「国民健康保険被保険者証」（保険証）の提示
- ② 利用申請書（窓口にあります）の提出

【受検料】（平成18年度）

- ① 日帰り：7,650円（検査費用51,051円の内市負担85%）
- ② 1泊2日：10,550円（検査費用70,350円の内市負担85%）

問市民課国保班 ☎73・0086

または、野栄総合支所市民室 ☎67・3112

国保税は必ず納期限内に納めましょう

どうしても納付が困難なときは、申請により分割納付などができますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

国民健康保険税を滞納していると

特別な事情もなく国保税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると督促（とくそく）が行われます。
延滞金を徴収されます。

納税相談を受けずに、納期限から1年を過ぎても納めないでいると保険証を返していただき、代わりに資格証明書が交付されます。

* 資格証明書は被保険者であることを証明するだけで、保険証のような受診券にはなりません。そのためお医者さんにかかるときは医療費をいったん全額自己負担することになります。

（後日、申請により7割分が払い戻されます）

滞納が納期限から1年6か月を過ぎると国保の給付が全部または一部差し止めになります。

それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

早めに納税相談を受け、分割納付をする人には通常の保険証の代わりに有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。

* 短期被保険者証は保険証の有効期間が短くなりますので、頻繁（ひんぱん）に更新手続きが必要になります。